

第46号議案

市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の旅費に関する条例(昭和27年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第3条中「又は」を「、又は」に改める。

(市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和31年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加え、「地方公務員法」を「法」に改める。

(市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和31年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

(市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正)

第5条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例(昭和47年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。